

平成19年度から新たな農業政策

平成19年度からは、水田農業の3本柱として以下の政策が行われています。

I 米政策改革推進対策

対象者：生産調整実施者

対策の内容：作物に応じて産地づくり交付金が支払われます。
(転作助成金)

農地・水・環境保全向上対策事業交付金算定表

地区名	対象地区数	対象農地面積 (ha)	交付金額 (円)
国見地区	7地区	97.94	4,309,360
国東地区	20地区	522.78	23,002,320
武蔵地区	5地区	95.41	4,198,040
安岐地区	4地区	126.76	5,577,440
合計	36地区	842.89	37,087,160

II 品目横断的経営安定対策

対象者：担い手（4畝以上経営の認定農業者、20畝以上経営の一定要件を満たす集落営農組織）

※面積要件は集落によって緩和される場合があります。

対策の内容：3つの内容によって支払われます。

①【緑ゲタ】過去の生産実績（平成16年～18年の麦・大豆の出荷実績）に応じて一定額が支払われます。

野菜など他の作物に転換しても同じ金額が支払われます。

過去の生産実績がない場合は、要件がありますが、別途支援が行われます。

②【黄ゲタ】その年の麦・大豆の品質と生産量に応じて支払われます。

③【ナラシ】その年の米・麦・大豆の販売収入の合計が、最近の平

均収入額より下がった場合に、差額の9割が補填されます。ただし、農家の拠出金が必要です。

※【】は、行政専門用語です。

III 農地・水・環境保全向上対策

対象者：非農家も含めた地域共同体

対策の内容：非農家も含めて農地・農業用水等の維持管理活動をしたり、農道に花を植えるなどの農村環境向上活動をすることによって交付金が支払われます。

まとめ

以上、国の農業に対する政策を中心にお知らせしてきましたが、これからは、集落で十分に協議をして共通認識を持ち、前述した対策を有効に利用し、自分たちの農業（農地）は、自分たちの集落で守っていくというビジョン（将来へわたる展望）を持つことが重要になります。



▲国東町重藤の読川池の堤防にコスモスの種まきをした重藤子ども会の皆さん（6月17日）

す。ご不明な点等があれば、市農政課または各総合支所地域産業課にお問い合わせください。

問い合わせ

農政課 ☎0978②5167

国見総合支所地域産業課 ☎0978②1113

武蔵総合支所地域産業課 ☎0978⑧10970

安岐総合支所地域産業課 ☎0978⑦1116